

運 営 規 程

令和7年1月1日 改定版

社会福祉法人 太子福祉会
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

陽だまりの家

目次

第1章 事業の目的及び運営方針

第1条 (目的)

第2条 (運営方針)

第2章 事業所の名称等

第3条 (事業所の名称等)

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条 (従業者の職種、員数)

第5条 (職務内容)

第4章 利用定員

第6条 (定員)

第5章 事業運営に関する基準

第7条 (営業日及び営業時間)

第13条 (記録の整備)

第8条 (事業所の内容)

第14条 (栄養管理)

第9条 (短期利用居宅介護)

第15条 (勤務体制の確保)

第10条 (小規模多機能型居宅介護計画等)

第16条 (緊急時の対応)

第11条 (実施地域)

第17条 (利用料)

第12条 (サービスの提供記録の記載)

第6章 事業所利用に当たっての留意事項及び従業者の義務

第18条 (衛生管理)

第21条 (事業所内の禁止行為)

第19条 (感染症対策)

第22条 (秘密の保持)

第20条 (事故発生の防止及び発生時の対応)

第23条 (サービス利用に当たっての留意事項)

第7章 非常災害対策

第24条 (災害、非常時への対応)

第8章 その他の運営についての重要事項

第25条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第26条（身体的拘束等）

第27条（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

第28条（苦情対応）

第29条（介護サービス情報の公表）

第30条（業務継続計画の策定等）

第31条（運営推進会議）

第32条（その他運営についての留意事項）

第33条（県条例）

第9章 雑則

第34条（委任）

第35条（改廃）

附則

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 「陽だまりの家」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

第1条 (目的)

社会福祉法人太子福祉会が開設する「陽だまりの家」(以下、「事業所」という。)が行う「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護」の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、介護保険法に基づき「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の遵守を通じて、業務の適正かつ円滑な執行と利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条 (運営方針)

1 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する。

2 サービスの提供に当たっては、【(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画書 (以下【小規模多機能型居宅介護計画書等】という。)]に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。

3 事業所の利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上をめざす。

4 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。

第2章 事業所の名称等

第3条 (事業所の名称等)

名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 陽だまりの家
- 2 所在地 兵庫県加古川市平岡町土山423-17

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

第4条（従業者の職種、員数）

1 事業所は、介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に示された所定の従業者を満たした上で、次のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとし、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。

- | | | |
|-----|---------|------|
| (1) | 代表者 | 1名 |
| (2) | 管理者 | 1名 |
| (3) | 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (4) | 看護職員 | 7名以上 |
| (5) | 介護職員 | 1名以上 |

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

第5条（職務内容）

1 従業者は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は【職務分担表】によることとする。

- (1) 代表者は、事業所の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を従業者に伝え指導する。代表者に事故があるときは、あらかじめ代表者が定めた従業者が代表者の職務を代行する。
- (2) 管理者は、事業所の業務を統括する。
- (3) 介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の【小規模多機能型居宅介護計画書等】の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。
- (4) 看護職員は、健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。
- (5) 介護職員は、サービスの提供に当たり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。また、宿泊に対して1人以上の夜勤者を配置し、訪問のための連絡体制を整備する。

2 従業者は、別に定める【介護マニュアル等】を遵守することとする。

3 日中については、常時2人以上の介護職員を、夜間及び深夜については常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。

第4章 利用定員

第6条（定員）

事業所における登録定員は29人とする。

(1) 通いサービスを提供する定員は18人とする(1日当たり)。

(2) 宿泊サービスを提供する定員は9人とする(1日当たり)。

第5章 事業運営に関する基準

第7条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 年中無休とする。
- 2 営業時間 (1) 通いサービス (基本時間) 7時00分～20時00分
(2) 宿泊サービス (基本時間) 20時00分～ 7時00分
(3) 訪問サービス (基本時間) 24時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを提供する。

第8条 (事業所の内容)

事業所の内容は次のとおりとする。

- 1 通いサービス
事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。
 - (1) 日常生活の援助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
 - (2) 健康チェック
血圧測定等、利用者の全身状態の把握。
 - (3) 機能訓練
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。
 - (4) 食事支援
 - (5) 入浴支援
- 2 宿泊サービス
宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。
- 3 訪問サービス
利用者の自宅へ伺い、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

4 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

第9条（短期利用居宅介護）

1 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

2 短期利用居宅介護は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

（算定式）

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）

÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する【居宅サービス計画書】の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が【小規模多機能型居宅介護計画書等】を作成することとし、当該【小規模多機能型居宅介護計画書等】に従いサービスを提供する。

第10条（小規模多機能型居宅介護計画書等）

1 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に【小規模多機能型居宅介護計画書等】を作成する。

2 【小規模多機能型居宅介護計画書等】の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した【小規模多機能型居宅介護計画書等】を作成する。

4 利用者に対し、【小規模多機能型居宅介護計画書等】に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

5 【小規模多機能型居宅介護計画書等】の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

第11条（実施地域）

事業の実施区域は、加古川市とする。

第12条（サービスの提供記録の記載）

サービスを提供した際には、その提供日数及び内容、当該サービスについて、利用者にとって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録をする。

第13条（記録の整備）

利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第14条（栄養管理）

1 個々の利用者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、管理栄養士（又は栄養士）、看護職員、介護職員等の多職種協働により行なうものとする。

2 利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

第15条（勤務体制の確保）

1 利用者に対し適切な（介護予防）小規模多機能型居宅介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 当該事業所の従業者によって（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

第16条（緊急時の対応）

1 身体の状態の急激な変化等で緊急に従業者の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で従業者の対応を求めることができる。

2 従業者はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 利用者が、あらかじめ緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共

に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

第17条 (利用料)

1 事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、地域密着型サービスにかかる費用として【重要事項説明書】記載の利用料の1～3割相当分と宿泊費用、食事代、おむつ代、日常生活等に要する費用の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、あらかじめ利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

2 利用者の選定に基づく特別な食費等追加的費用は、【重要事項説明書】記載の利用料とする。

3 利用者は、法定代理受領サービス等に該当するサービスを受ける場合や、生活保護制度を利用する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

4 利用料は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って1ヶ月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。

5 利用者は、月額利用料を翌月15日から月末までに、事業所に現金又は自動口座振替で支払うものとする。

第6章 事業所利用に当たっての留意事項及び従業者の義務

第18条 (衛生管理)

事業所に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

第19条 (感染症対策)

事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 【感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針】を策定し、対策委員会(テレビ電話装置等の活用可能)にて随意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね6ヶ月に1回開催する。
- (3) 従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底。

第20条 (事故発生の防止及び発生時の対応)

- 1 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために【事故発生の指針】を定め、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第21条（事業所内の禁止行為）

利用者及び従業者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法の精神に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、事業所若しくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

第22条（秘密の保持）

1 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める【情報提供同意書】により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第23条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者及びその家族は、（介護予防）指定小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、以下の点に留意していただくものとする。

- (1) 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に伝え、心身の状況に応じたサービスの提供を受ける。
- (2) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等中止する場合があること。
- (3) 在宅生活の継続を目的とするので過度のサービスは実施しない。

- (4) 外出の際には必ず従業者に声かけし、行き先と帰宅予定時間を伝える。
- (5) 器具、備品はその用途に応じた使用をすること。
- (6) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

第7章 非常災害対策

第24条（災害、非常時への対応）

- 1 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、従業者及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を年2回以上実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。
- 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、従業者に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

第8章 その他の運営についての重要事項

第25条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する措置を適切に実施するための担当者の選定及び必要な体制を整備する。
 - (2) 成年後見制度の利用を支援する。
 - (3) 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市町村へ報告するものとする。
 - (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (5) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (6) 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修を定期的実施する。
- 2 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
 - (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。

- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 部屋から閉め出したり、閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 事業所を退居させる等、脅かすような言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を見捨てること。

第26条（身体的拘束等）

事業所は、利用者の身体的拘束等を行わない。万一、利用者又は他の利用者、従業者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には【利用者の身体的拘束等に伴う申請書】に家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 身体的拘束等の適正化の指針を整備すること。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第27条（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

1 利用に当たっては、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、【重要事項説明書、契約書及び契約書別紙】を交付して説明を行い、利用申込者との合意の上、【契約書】を締結するものとする。

2 事業所は【運営規程】を利用者又はその家族が閲覧できるように設置する。

第28条（苦情対応）

利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合事業所は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又はその家族に報告するものとする。なお、苦情受付窓口は【重要事項説明書】に記載されたとおりである。

第29条（介護サービス情報の公表）

社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、社会福祉法人太子福祉会は提供するサ

サービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

第30条（業務継続計画の策定等）

1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条（運営推進会議）

1 事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、町内会役員、民生委員、加古川市の担当職員若しくは事業所が存在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第32条（その他運営についての留意事項）

1 従業者等の質の向上を図るため、採用時研修のほか、定期的に研修の機会を設ける。

2 従業者等は、その勤務中、常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

3 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、【運営規程】の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる【重要事項説明書】を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

第33条（県条例）

「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」（平成24年3月21日兵庫県条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を行うこととする。

第9章 雑則

第34条（委任）

この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

第35条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。なお、内容変更を伴わない軽微な修正の場合は、理事長の決裁で修正できる。

附 則

本規程は、令和7年1月1日から施行する。

本規程の制定により、旧小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護「陽だまりの家」運営規程は廃止とする。